

消費者制度課臨時事務補助員の募集について

消費者庁消費者制度課では、臨時事務補助員を以下のとおり募集いたします。

1 採用予定官職

臨時事務補助員（期間業務職員）〈非常勤〉

2 業務内容

一般事務

消費者制度課では、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画・立案並びに推進に関することを幅広く所掌としており、消費者団体訴訟制度、消費者契約法及び公益通報者保護制度等の推進に係る業務等を行っています。

今回募集する官職は、その事務の補助員として、次の業務を行っていただくことにしています。

- ・各種資料の資料組み（資料の印刷）・整理・廃棄（廃棄書類のシュレッダー）
- ・パソコンによる資料作成・データ入力
- ・MS-Outlook を用いたメール送信
- ・来庁者対応
- ・朝夕の清掃
- ・電話対応
- ・郵送物の発送・仕分け
- ・その他常勤職員の事務補助全般

3 募集人数

1名

4 募集対象

- (1) 高等学校卒業又はこれと同等以上の学力を有すると認められる方
- (2) 基本的なPC（Word、Excel、PowerPoint 等）操作が可能な方
- (3) 健康状態が良好な方

※ なお、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない方は応募できません。

5 採用予定日、任用

- (1) 採用予定日
平成30年12月1日

(2) 任用

採用予定日～平成31年3月31日

(注) 採用後、1か月は条件付任用期間、勤務実績等により再任用あり

6 給与

(1) 給与日額

8,150円～10,240円

(注) ア 給与日額は学歴及び職務経歴等を考慮して決定

イ 月平均労働日数(21日)で月額換算した場合は次のとおり
171,150円～215,040円

(2) 給与日額以外の給与

● 住居手当に相当する給与 (月額：27,000円上限)

● 通勤手当に相当する給与 (月額：55,000円上限)

● 期末及び勤勉手当に相当する給与 (賞与)

● 超過勤務手当及び休日給に相当する給与

(注) ア 上記給与は職員に支給する手続に準じて支給

イ マイカー通勤不可

(3) 支払日

原則、毎月16日

(注) 給与日額、超過勤務手当及び休日給に相当する給与は、給与期間(月の初日から末日まで)の勤務実績に基づき、原則、翌月16日に支給

7 退職手当

無し

(注) 再任用により一定の要件を満たした場合、国家公務員退職手当法が適用され支給

8 加入保険等

健康保険、厚生年金保険、介護保険及び雇用保険

(注) ア 国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外

イ 再任用により引き続き1年を超えて勤務し、国家公務員共済組合法が適用された場合、健康保険は適用除外

9 服務・倫理

国家公務員法及び国家公務員倫理法等を適用

10 勤務日数、勤務時間及び休暇

(1) 勤務日数

週5日

(注) 土日祝日(12月29日から1月3日を含む)を除く

(2) 勤務時間

8時30分～17時15分 又は 9時00分～17時45分 (7時間45分)

1 3 選考方法

1次選考：書類審査

2次選考：面接

- ・ 応募書類の提出状況に応じ、1次選考（書類審査）、2次選考（面接）を順次行います。
- ・ 書類審査の結果、面接を行うこととなった方のみ、面接の日時・場所等を連絡いたします。
- ・ 平成30年11月2日（金）までに上記連絡がない場合には、書類審査が不合格となりますので御了承ください。
- ・ 締切り前であっても、採用予定者が決まり次第、募集を終了することがありますので御承知おきください。
- ・ 応募書類は返却いたしません。責任を持って廃棄いたします。

1 4 その他

マイナンバーカードの取得

- ・ 採用後は、マイナンバーカードを身分証として使用することになりますので、原則的には採用予定日までに取得していただく必要があります。

[マイナンバーカード総合サイト]

<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/index.html>

1 5 問合せ先

消費者庁消費者制度課総括係

電話 03-3507-9166

以上